泡消火薬剤 ハツタニューフォームの化審法規制について

弊社が過去に製造・販売しておりました泡消火薬剤のうち、下記品番が「ペルフルオロオクタン酸 (以下、「PFOA」という) 又はその塩」を含有するとして「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」という) の規制対象製品となりました。2021 年 10 月 22 日より。

型式番号	種別	製品名	販売状況
泡第 14~4 号	水成膜泡 3% (-10°C~+30°C)	ハツタニューフォーム AF3 AF-103	2014 年 12 月生産終了
泡第 15~5 号	水成膜泡 3% (-20°C~+30°C)	ハツタニューフォーム AF3-20 AF-203	生産実績なし

当該泡消火薬剤の取り扱いは、以下のとおりとなりますので、ご留意ください。

<既設当該泡消火薬剤の補充について>

- ・既に生産終了しておりますので、既設の当該泡消火薬剤の補充用薬剤は供給できません。
- ・点検や使用により泡消火薬剤の補充が必要な場合は、他の水成膜泡消火薬剤に全交換してください。

<当該泡消火薬剤の取り扱いについて>

規制対象製品であっても、<u>技術基準に従った取り扱い</u>をすることで、既に設置済みの当該泡消火薬剤は<u>引き続き保有・火災時の使用は可能</u>です。

- ・化審法施行令の技術上の基準は、次の項目につき定められています。
 - ・泡貯蔵タンク内の当該泡消火薬剤 漏出処理措置、訓練時における措置、譲渡・提供
 - ・ポリ容器等入りの状態の当該泡消火薬剤 保管、表示、点検、帳簿、移替え、漏出処理措置、訓練時における措置、譲渡・提供
- ・当該泡消火薬剤を廃棄する場合は、**廃棄物処理法に基づき適正に処分**する必要があります。

詳しくは、弊社担当営業にお問合せいただくか、<u>(一社)日本消火装置工業会ホームページ</u>に掲載されている「PFOA規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて・説明書(令和4年1月)」 http://shosoko.or.jp/info/index.html をご参照ください。